



### 戦後75周年に係る本県の施策について



戦後75周年に係る本県の施策について伺います。

今年は、終戦から75周年の節目の年です。本来であれば、戦後の節目となる様々なイベントが開催されると思いますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で大規模なイベントは自粛する流れとなっています。本県では毎年8月15日に、福岡武道館で、「福岡県戦没者追悼式」が開催されています。ご遺族の方など多くの方が集われる式典であり、新型コロナウイルスの影響が心配されると思いますが、すでに、今年の追悼式に参列する方を募集していると聞いています。そこで、まず、知事に質問します。

今年の「福岡県戦没者追悼式」の開催予定はどのようになっているのでしょうか。日時や会場、参加人数等において例年と同様の規模で行われるのでしょうか。また、遺族の皆様が高齢化していることを考慮し、参加者の安全を十分に確保するために、式典会場の新型コロナウイルス対策はどのように取られるのでしょうか、お尋ねします。

さて、特別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して節目の年に国として改めて弔慰の意を表すため実施され、戦後70周年の平成27年には、ご遺族に一層の弔慰の意を表す機会を増やすため、5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとなりました。これにより、第11回目の特別弔慰金の請求が今年の4月1日から始まっています。前回の第10回特別弔慰金の請求においては、市町村での請求書の受付から県による審査・裁定、国債の発行及び

国債の交付まで事務手続きが長時間を要したことにより、本県においても多くの問い合わせがあったと聞いております。

今年は、とくに新型コロナウイルス感染防止のため、市町村への受付に出かけることを自粛するご遺族がいることが予想されますし、本県の担当部署である保護・援護課も新型コロナウイルスの影響で増加傾向にあると思われる生活保護受給者の受け入れ事務の増大で、担当職員の人員配置に余裕がないのではないかとということも心配されます。そこで、この特別弔慰金の事務について知事にお尋ねします。

今回の第11回特別弔慰金について、本県における請求件数は何件あると予想しているのでしょうか。また、市町村での請求書の受付から県による審査・裁定、国債の発行及び国債の交付までは、どのくらいの期間を見込んでいるのでしょうか。そして、一連の作業を適切に行うための担当職員の人員確保は十分なのでしょうか。

さて、本県では、「福岡県戦没者追悼式」とともに、「平和文化事業」として「福岡県戦時資料展」を毎年開催しています。しかし、今年は、新型コロナウイルスの影響で中止になったと伺い、戦後75周年という節目の年であるだけに大変残念に思います。

この「平和文化事業」については、昨年7月の予算特別委員会において、我が会派の吉田宣弘議員が知事に質したところ、「戦争の悲惨さ、その教訓、そして平和の尊さを御理解いただける、また考えていただくきっかけになるような形でホームページの充実について検討」するとの答弁を頂き、昨年新しく県のホームページに「平和文化コーナー」が新設されました。この「平和文化コーナー」では、「福岡県戦時資料展」の開催案内や「戦時資料」の貸出し情報、県内市町村が実施する戦争・平和に関するイベント等の紹介、そして、県民の赤裸々な戦争体験記の掲載等、戦争から得た教訓や平和の尊さを次世代に継承していくための貴重な内容がそろっており、高く評価したいと思います。

また、今回、終戦に関わるイベントの中止が相次ぐ中であって、このホームページの存在は大変に大きいと感じます。そこで、この「平和文化コーナー」について、改めて知事にお伺いします。

県ホームページの「平和文化コーナー」は、昨年に新設されたばかりでは

ありますが、現在、県民の閲覧状況はどのようになっているのでしょうか。

また、新設されて間もないため、広く県民に知ってもらうよう積極的な周知が必要と思いますが、どのように周知していくお考えなのでしょうか。

さらに、今の時代、子どもが将来なりたい職業に「ユーチューバー」が上位に来るように、音声や動画による情報伝達手段が欠かせないと感じます。そこで、「平和文化コーナー」をさらに充実させるために、戦争体験の語り部の方の音声や、現在「福岡インターネットTV」に保存されている終戦70周年における記念行事の様態等の動画情報を掲載するなどの工夫をしてみてもいかがでしょうか、お尋ねします。

次に本県の平和教育の状況について、教育長にお伺いします。

戦後75周年の節目を迎えるこの時期に、子どもたちに対して平和教育を実施することは、大いに意義あることと思います。本県の平和教育については、やはり昨年7月の予算特別委員会にて、我が会派の高橋雅成議員が質したところでありますが、その際に副教育長から、「大空襲等を経験された方々からの話を児童生徒がじかに聞く、資料を見る、歴史を学ぶ、そういった経験はさきの大戦の記憶を風化させることなく次の世代にそのことを継承し、一人一人が幸福で平和な社会を築いていく上で大変意義のあることと思います。県教育委員会といたしましては、今後、児童生徒が実感を伴って平和のとうとさを学ぶことができますよう、体験的な学習に関するさまざまな取り組み例、それから情報の提供等に努めてまいりたいと考えております。」との回答を得ております。副教育長は体験的な学習の重要性を強調されていましたが、今回の新型コロナウイルスの影響により、現在そうした学習が実施しづらい状況にあることが懸念されます。実際に、例年多くの小中学生が参加していた各地域における慰霊祭等の行事も開催が中止になっているところが多いと聞いております。そこで、以下、教育長にお尋ねします。

まず初めに、教育長の平和教育に対する認識をお伺いします。

次に、本県における小中学生の平和教育の実施状況は現在どのようになっているのでしょうか。新型コロナウイルスの影響により、例えば、長崎や広島  
島の被爆地での平和学習が中止になるなど体験的な学習の実施が困難な状況にあるのではないのでしょうか。新型コロナウイルス影響下において全体の学習時間がひっ迫する中、平和教育の実施について何か工夫していることはあ

るのでしょうか。

先ほど知事に質問した本県の「平和文化事業」については、昨年の予算特別委員会にて義務教育課長から、「本事業は、児童生徒が平和について学ぶよい機会であると捉え、県教育委員会としても校長研修会等での紹介等により広く周知」していく旨の答弁がありました。今回、新設された県のホームページの「平和文化コーナー」は平和教育の学習に大いに資するものと考えます。そこで、本県の平和教育において、県のホームページを積極的に活用することを図るべきと考えますが教育長のご所見を求めます。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、子ども達の教育環境に多大な影響を与えています。今年に入り休校が続いたため十分な教育を受けられていないことに対する保護者の不安の声が多く寄せられています。このような中で、このたび戦後75周年の節目を迎えることとなりますが、75年前の戦時下や終戦直後の教育環境は、今以上に想像を絶する厳しい状況下であり、その中を必死に学び抜き、また、働き抜いた先人の方がいらっしゃったおかげで、今の日本社会の礎が築かれたと思います。

このように思いを馳せたときに、今の子ども達は確かに大変な環境下ではありますが、今こそ、平和教育をしっかりと受けることにより、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶとともに、どんな困難な試練にも決して負けない強い意志、レジリエンスといったものを先人の貴重な体験を通して育てていただきたいと切に願ってやみません。そこで、本県の平和教育の推進について、教育長の力強い決意を求め、私の一般質問といたします。

### 【小川知事の答弁】

#### ◆福岡県戦没者追悼式の開催について

今年には戦後75年という節目の年です。

今般、国からは、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、全国戦没者追悼式について規模を縮小して実施するという方針が出されました。

こうした状況を踏まえ、県としても、参列者の安全確保を最優先で考え、参列者間の距離の確保、マスク着用の徹底など感染防止対策を講じた上で開催することとし、ご遺族の意向を聞きながら、具体的な開催方法を検討しているところです。

#### ◆第 11 回特別弔慰金について

第 11 回特別弔慰金について、今年の 4 月から請求手続きが始まっており、請求期間中に、県内約 4 万件の請求を見込んでいます。

請求から受給するまでの期間は、県の事務処理に約 4 か月、国による国債交付の事務処理に 4 か月程度かかると見込まれます。初年度は請求が集中しますが、その影響を踏まえても、国債交付までに、出来る限り 1 年を超えないよう処理してまいりたいと考えています。

そのため、今年度については、専任の職員を 3 名、会計年度任用職員を 5 名配置し、体制を整えたところです。

#### ◆平和に関するホームページの閲覧状況や周知について

より多くの皆様に、年間を通して、悲惨な戦争の教訓と平和の尊さについて考えてもらえるよう、昨年 8 月、県ホームページに「平和文化コーナー」を開設しました。

このコーナーには、県が保有する戦時資料、戦争体験記などを掲載しており、開設以来、約 1,000 人の方々にご覧いただいています。

今後とも、より多くの皆様に、このコーナーをご覧いただけるよう、県広報テレビのほか、ツイッターや LINE といった SNS も活用し周知してまいります。

#### ◆「平和文化コーナー」の充実について

毎年 8 月に県が開催している戦時資料展では、戦争の悲惨さを臨場感をもって伝えるため、ご提案のありました戦後 70 周年にあたる平成 27 年に県が実施した記念行事の動画や、戦争を題材とした映画を上映してきたところです。

この記念行事の動画は、今年度亡くなられた元特攻隊員の方による戦争体験談や、平和を祈るコンサートなどを収録しており、平和の尊さを次世代に継承していく上で貴重な資料です。

今年度の戦時資料展の開催は、コロナウイルス感染症の影響でやむをえず見送ることとしました。

一方、今年度も県民の皆様に平和の尊さについて考えていただけるよう、「平和文化コーナー」を充実させることとし、この記念行事の動画を掲載するほか、戦争体験談の動画が掲載されている国の平和祈念展示資料館のホー

ムページとリンクさせてまいります。

### 【城戸教育長の答弁】

#### ◆平和教育に対する認識について

平和教育については、生命の尊さ、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて指導するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の発展に寄与し、国際社会に貢献できる資質と態度を育成する教育であるととらえています。

#### ◆小中学生の平和教育の状況と県ホームページの活用について

各小・中学校においては、学習指導要領に基づき、各教科あるいは道徳科、学級活動など、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた平和に関する学習を行うこととしています。

また、体験的な学習として、地域の戦争体験者から戦時中の生活の様子を直接聞く活動や、戦時資料展において戦時資料に直に接する活動などが実施されてきたところです。しかし、今般の感染症や長期の臨時休業の影響を受け、各学校では、学校行事の精選や学習活動の見直しを行っているところであり、従来のような体験的な学習の機会の確保が困難であるため、代わりとなる活動を検討していると思われまます。

このような中では、県のホームページの「平和文化コーナー」を活用することにより、間接的ではあるが、体験的な学習として補完することができると考えています。

#### ◆平和教育の推進について

戦後 75 周年を迎え、戦争体験者が少なくなる時代において、子供たちが戦争を架空の出来事として受け止めることのないよう、今後とも、より実感を伴う体験的な学習を通して、苦難の記憶を風化させることなく次の世代に継承し、一人一人が平和な社会を築く一員となるための教育を推進してまいります。